「特別の教科 道徳」の実施に向けて

くその4>

「特別の教科 道徳」(道徳科)の完全実施に向けた改正のポイントです。

前号<その3>に引き続き、小学校第5・6学年段階の内容項目について

変更点等を確認します。

	小学校第5学年及び第6学年(22)	
* ナトレックハ		
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断。	(1) 自由を大切にし、自律的 <u>に判断し</u> 、責任のあ	
自律,自由と責任	る行動をすること。	
正直,誠実	(2) 誠実に、明るい心で生活すること。	
節度,節制	(3) <u>安全に気を付けることや</u> , 生活習慣の大切さ に <u>ついて理解し</u> , 自分の生活を見直し, 節度	
以	を守り節制に心掛けること。	
	(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ば	
個性の伸長	すこと。	
36 AD 1 TO 1-	(5)より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難	
希望と勇気。	<u>があっても</u> くじけずに努力して <u>物事をやり抜く</u>	
努力と強い意志		
真理の探究	(6)真理を大切にし、 <u>物事を探究しようとする心を</u>	
具理が休九	<u>ಕಿಲ</u> ೭೬。	
B 主として人との関わりに関すること		
	(7)誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場	
親切,思いやり	に立って親切にすること。	
	(8)日々の生活が <u>家族や過去からの多くの</u> 人々の	
感謝	支え合いや助け合いで成り立っていることに	
	感謝し,それに応えること。	
礼.儀	(9)時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって	
TG B%	接すること。	
	(10)友達と互いに信頼し,学び合って友情を深	
友情, 信頼	め, 異性についても理解しながら, 人間関係	
	を築いていくこと。	
+0 = 1847 +840	(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに,	
相互理解,寛容	謙虚な心をもち,広い心で自分と異なる意見 や 立場を尊重すること。	
<u> </u>		
C 主として集団や	社会との関わりに関すること	
	(12) 法やきまり <u>の意義を理解した上で進んでそれ</u>	
規則の尊重	<u>ら</u> を守り、自他の権利を大切にし、義務を果	
	たすこと。	
公正,公平,社会正義	(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつこと なく,公正,公平 <u>な態度で接し</u> ,正義の実現	
公正,公下,社会正裁	はく、女正、女子 <u>は恩及て致し</u> 、正義の失規し に努めること。	
	(14)働くことや社会に奉仕する <u>ことの充実感を味わ</u>	
勤労, 公共の精神	うとともに、その意義を理解し、公共のために	
-2777 -17 (- 1171)	<u>役に立つことをすること。</u>	
家族愛,	(15)父母,祖父母を敬愛し,家族の幸せを求め	
家庭生活の充実	て,進んで役に立つことをすること。	
	(16)先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し	
よりよい学校生活,	合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、	
集団生活の充実	様々な集団の中での自分の役割を自覚して	
	集団生活の充実に努めること。	
伝統と文化の尊重、	(17) <u>我が国や郷土</u> の伝統と文化を大切にし,先人	
伝統とX16の母里, 国や郷土を愛する態度	の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこ	
四ド脚工で交りの窓屋	٤.	
国際理解,	(18) 他国の人々や文化 <u>について理解し</u> ,日本人と	
国際親善	しての自覚をもって <u>国際親善に</u> 努めること。	

続いて、第5・6学年の の内容項目を見ていきましょう。



小学校第5・6学年では、内容項目数の増減はありませんが(従前同様22項目)、以下の統合や追加があります。

C-(16)は、従前の 4-(6)に4-(3) を含めたものです。 さらに、「学級生活の 充実」と「学校の様々な 集団における役割遂行」

に関する内容も加えてこのように改められました。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること	
生命の尊さ	(19) 生命が <u>多くの生命のつながりの中にある</u> かけ がえのないものであることを <u>理解し</u> ,生命を尊 重すること。
自然愛護	(20) 自然の偉大さを知り,自然環境を大切にする こと。
感動, 畏敬の念	(21) 美しいもの <u>や気高いもの</u> に感動する心や人間 の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこ と。
よりよく生きる喜び	(22)よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理 解し,人間として生きる喜びを感じること。

Dー(22) は、より よく生きようとを見い 間としてのよさを見い だすことができるよう 新たに加わりました。 なお、この内で初め では中学校で初め て取り上げるものでした。

※ 下線部分は、新たな文言の追加や変更点です。



前々号から今号まで、小学校各学年段階の内容項目について確認してきました。

最後に、移行期間において、改正後の学習指導要領により「道徳の時間の年間指導計画」を作成する際に留意すべき点を確認します。(注1)

改正後の学習指導要領による「道徳の時間の年間指導計画」作成上の留意点

○ 各学年段階の内容項目を、相当する各学年において全て取り上げる。 このことは、従前どおりであるが、各学年段階の内容項目において追加や統合 があるので注意が必要。(詳細は、前々号からの説明のとおり。) 新たな内容項目の追加や統合を踏まえて、年間指導計画を作成する。

○ 各内容項目の視点及び順序等が改まったことに留意する。

第1・2学年の内容項目を例にとると、従前の1-(1)がA-(3)に、1-(2)がA-(5)へと、視点及び順序が改まった。また、その内容を端的に表す言葉が付記された。これらを年間指導計画に反映させるようにする。

(注1)移行期間においては、小(中)学校の教育課程の編成及び指導について、小学校及び中学校学習指導要領の各規定に関わらず、その全部または一部について、改正後の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の各規定によることができます。 なお、移行期間における教育課程上の位置付けは、今までどおり「道徳」です。 「道徳科」としての位置付けは平成30年度(中学校は31年度)からになります。

中学校の内容項目の変更点等については、次号で取り上げます。